

青森市屋外広告物条例の
規定による禁止区域等の指定

改正案

青森市屋外広告物条例(平成十八年青森市条例第六号。以下「条例」という。)第四条の規定により、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置についての禁止区域及び禁止地域から除く区域を次のとおり指定する。

一 禁止区域

- 1 条例第四条第二号の規定により指定する区域
 - 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十号)第二十七条の規定により重要文化財に指定された建造物の周囲五十メートル以内の区域

- 2 条例第四条第三号の規定により指定する区域

青森県文化財保護条例(昭和五十年青森県条例第四十六号)第四条第二項の規定により県重宝に指定された建造物の周囲五十メートル以内の区域

- 3 条例第四条第四号の規定により指定する区域

青森市文化財保護条例(平成十七年青森市条例第一百三十三号)第四条第二項の規定により青森市指定有形文化財に指定された建造物の周囲五十メートル以内の区域

- 4 条例第四条第十号の規定により指定する区域

次に掲げる道路及び鉄道の区間

- (一) 一般国道七号(県道浪岡藤崎線交点(南津軽郡藤崎町大字藤崎字豊岡四九の二)から県道浪岡藤崎線交点 青森市浪岡大字大釈迦字沢田一三三の二)までの青森市内の区間及び県道鶴ヶ坂千刈線交点(青森市大字鶴ヶ坂字山本五四の二)から県道鶴ヶ坂千刈線交点(青森市大字戸門字土筆山一八の二)までの区間に限る。
- (二) 一般国道百三十三号(青森市大字野尻字今田一一六の三から青森県十和田市との境界(笠松峠)までの区間に限る。
- (三) 一般国道二百八十号(一般国道七号交点(青森市大字新城字平岡三九七の七)から東津軽郡蓬田村との境界までの区間に限る。)
- (四) 県道青森田代十和田線(県道青森環状野内線交点から一般国道三百九十四号交点までの区間に限る。)

青森市屋外広告物条例の
規定による禁止区域等の指定

現行

青森市屋外広告物条例(平成十八年青森市条例第六号。以下「条例」という。)第四条の規定により、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置についての禁止区域及び禁止地域から除く区域を次のとおり指定する。

一 禁止区域

- 1 条例第四条第二号の規定により指定する区域
 - 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十号)第二十七条の規定により重要文化財に指定された建造物の周囲五十メートル以内の区域

- 2 条例第四条第三号の規定により指定する区域

青森県文化財保護条例(昭和五十年青森県条例第四十六号)第四条第一項の規定により県重宝に指定された建造物の周囲五十メートル以内の区域

- 3 条例第四条第四号の規定により指定する区域

青森市文化財保護条例(平成十七年青森市条例第一百三十三号)第四条第一項の規定により青森市指定有形文化財に指定された建造物の周囲五十メートル以内の区域

- 4 条例第四条第十号の規定により指定する区域

次に掲げる道路及び鉄道の区間

- (一) 一般国道七号(県道浪岡藤崎線交点(南津軽郡藤崎町大字藤崎字豊岡四九の二)から県道浪岡藤崎線交点 青森市浪岡大字大釈迦字沢田一三三の二)までの青森市内の区間及び県道鶴ヶ坂千刈線交点(青森市大字鶴ヶ坂字山本五四の二)から県道鶴ヶ坂千刈線交点(青森市大字戸門字土筆山一八の二)までの区間に限る。
- (二) 一般国道百三十三号(青森市大字野尻字今田一一六の三から青森県十和田市との境界(笠松峠)までの区間に限る。)
- (三) 一般国道二百八十号(一般国道七号交点(青森市大字新城字平岡三九七の七)から東津軽郡蓬田村との境界までの区間に限る。)
- (四) 県道青森田代十和田線(県道青森環状野内線交点から一般国道三百九十四号交点までの区間に限る。)

青森市屋外広告物条例の

規定による禁止区域等の指定 **改正案**

- (五) 県道後平馬屋尻線(みちのく有料道路の青森市内の区間、県道後平馬屋尻線みちのく有料道路青森側終点から県道青森環状野内線交点までの区間に限る。)、県道清水川滝沢野内線 県道後平馬屋尻線みちのく有料道路青森側終点から県道青森環状野内線の交点までの区間に限る。)、県道青森東インター線 高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線青森自動車道起点から県道青森環状野内線交点までの区間に限る。)
- (六) 県道青森浪岡線 青森市大字荒川字松尾三十四の五からスカイブリッジ及び青森空港有料道路を経て青森市浪岡大字王余魚沢字王余魚沢一の十までの区間に限る。)
- (七) 東日本旅客鉄道株式会社東北新幹線(市内の全区間)
- (八) 北海道旅客鉄道株式会社北海道新幹線(市内の全区間)**

5 条例第四条第十一号の規定により指定する

区域

次に掲げる道路又は鉄道から展望することができる地域で、道路にあつては路肩端から、鉄道にあつては路盤端から五百メートル(都市計画法 昭和四十三年法律第百号) 第五条第一項の規定により指定された都市計画区域にあつては、百メートル) 以内の区域(都市計画法第二章の規定により定められた商業地域を除く。)

- (一) 高速自動車国道東北縦貫自動車道(市内全線)
- (二) 一般国道百一十号(津軽自動車道の区間で一般国道7号線交点から五所川原市との境界までに限る。)
- (三) 4に掲げる道路及び鉄道

二 禁止地域から除く区域

条例第四条第九号の規定により指定する区域

浅虫夏泊県立公園のうち、都市計画法第五条第一項の規定により青森都市計画区域に指定された区域 条例第四条第一号から第五号まで及び第十号から第十七号までの規定による禁止区域を除く。)

青森市屋外広告物条例の

規定による禁止区域等の指定 **現行**

- 五 県道天間館馬屋尻線(みちのく有料道路の青森市内の区間及び滝沢橋から県道青森環状野内線交点までの区間に限る。)
- (六) 県道青森浪岡線 青森市大字荒川字松尾三十四の五からスカイブリッジ及び青森空港有料道路を経て青森市浪岡大字王余魚沢字王余魚沢一の十までの区間に限る。)
- (七) 東日本旅客鉄道株式会社東北新幹線(市内の全区間)

5 条例第四条第十一号の規定により指定する

区域

次に掲げる道路又は鉄道から展望することができる地域で、道路にあつては路肩端から、鉄道にあつては路盤端から五百メートル(都市計画法 昭和四十三年法律第百号) 第五条第一項の規定により指定された都市計画区域にあつては、百メートル) 以内の区域(都市計画法第二章の規定により定められた商業地域を除く。)

- (一) 高速自動車国道東北縦貫自動車道(市内全線)
- (二) 一般国道百一十号(津軽自動車道の区間で一般国道7号線交点から五所川原市との境界までに限る。)
- (三) 4に掲げる道路及び鉄道

二 禁止地域から除く区域

条例第四条第九号の規定により指定する区域

浅虫夏泊県立公園のうち、都市計画法第五条第一項の規定により青森都市計画区域に指定された区域 条例第四条第一号から第五号まで及び第十号から第十七号までの規定による禁止区域を除く。)

青森市屋外広告物条例の
規定による禁止区域等の指定 **改正案**

附 則

施行期日

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

施行期日

この告示は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則

施行期日

この告示は、平成二十二年十二月一日から施行する。

附 則

施行期日

この告示は、公布の日から施行する。ただし、禁止区域 第四項第八号の追加する部分は平成二十八年三月二十六日から施行する。

青森市屋外広告物条例の
規定による禁止区域等の指定 **現行**

附 則

施行期日

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

施行期日

この告示は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則

施行期日

この告示は、平成二十二年十二月一日から施行する。